

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）	金商業等府令
金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件	同等性告示

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
●全般		
1	今回の告示内容は、9月1日からの当面の措置であり、適宜、他法域の規制導入の状況、そして、来年3月1日の規制範囲の拡大のタイミングで見直しが見込まれるという理解でよいでしょうか。	<p>同等性告示は、本邦規制及び外国規制が重複して適用される場合には、取引当事者等を適切に監督する外国当局が執行する外国規制に準拠して証拠金の授受等を行うことを許容する（代替的コンプライアンス）という、我が国における同等性評価の適用に係る枠組み及びその対象となる外国規制等を定めるものです。</p> <p>この点、現在も他の法域で代替的コンプライアンスの枠組みに関する検討が行われているところであり、現時点ではその結果が未確定であることなどから、我が国の代替的コンプライアンスの枠組みも「当分の間」の措置となっています。今後、当該枠組みの見直しの必要性が生じた場合には、適切な対応を採ってまいります。なお、現時点で、見直しの時期等について具体的に予定しているものではありません。</p>
2	同等性を認める対象外国法令等及び対象外国当局については、基本的にはBCBS-IOSCOのフレームワークに沿った店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制を導入する又は予定している国を列挙されるものと理解してよいでしょうか。	<p>具体的にいずれの法域・法令等を指定するかについては、金融庁において、金商業等府令第123条第1項第21号の5及び同項第21号の6に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に該当するかについて検討し、適切に判断してまいります。</p>
3	規制内容及び施行時期が確定した米国のみならず、規制内容が明らかになっているものの施行が遅れている欧州並びにスイスのような法域については、施行がなされるまでは同等性が認められないのでしょうか。仮に、その場合でも規制内容が確定して施行がなされた段階で速やかにリストに追加していただけるのでしょうか。	<p>いずれの法域・法令等を、具体的にどの時期に指定するかについては、当該法域の規制内容が最終化されていることを前提に、金商業等府令第123条第1項第21号の5及び同項第21号の6に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に該当するかについて検討し、金融庁において適切に判断してまいります。</p>
●当分の間		
4	「当分の間」がどの程度の期間になるのか、あるいは、どのような状況になれば「当分の間」が終わるのか、についての目安、考え方を示して頂きたい。	<p>現在、他の法域で代替的コンプライアンスの枠組みに関する検討が行われているところであり、現時点ではその結果が未確定であることなどから、我が国の代替的コンプライアンスの枠組みも「当分の間」の措置となっています。今後、当該枠組みの見直しの必要性が生じた場合には、適切な対応を採ってまいります。なお、現時点で、見直しの時期等について具体的に予定しているものではありません。</p>
5	<p>同等性を認める諸条件について「当分の間」との文言が付されているご趣旨は、現時点では内容が確定されていない外国規制も多く、また同等性評価の枠組みについて国際的なコンセンサスが存しない状況に鑑み、今後公表される外国規制及び同等性評価の枠組みについての国際的な議論の結果次第では、それらと平仄を合わせるために本邦規制における同等性評価の内容・条件についても調整が必要となり得ることからこのような表現がなされているものであって、現時点では、本枠組みがいつまで維持され、どのような内容に変更されるのかについて具体的なご方針をお持ちではないとの認識で良いか。</p> <p>また、仮に今後変更がなされる場合には、取引実務に大きな影響がないよう、変更内容について関係者と十分にご調整頂くと共に、変更内容に対応するための十分な時間的猶予を頂きたい。特に、同等性評価が認められる取引・取引当事者の範囲に変更が生じる場合には、大きな影響があるものと考えられるので、ご配慮を頂きたい。</p>	<p>現在、他の法域で代替的コンプライアンスの枠組みに関する検討が行われているところであり、現時点ではその結果が未確定であることなどから、我が国の代替的コンプライアンスの枠組みも「当分の間」の措置となっています。今後、当該枠組みの見直しの必要性が生じた場合には、適切な対応を採ってまいります。また、現時点で見直しの時期等について具体的に予定しているものではないことについては、ご理解のとおりです。</p> <p>ご指摘の関係者との調整等につきましても、貴重なご意見として参考に致します。</p>
●重複適用		
6	「金融商品取引業者等が行った非清算店頭デリバティブ取引…に対し」本邦規定及び「対象外国法令等が重複適用される場合」とは、店頭デリバティブ取引の一方当事者のみが該当する場合も含まれるとの理解で良いか。文言上は必ずしも明確でないが、一方当事者のみに重複適用される場合についても双方当事者に重複適用される場合と同様の問題が生じ、	<p>同等性告示に基づく代替的コンプライアンスの適用の可否は、ある非清算店頭デリバティブ取引に対して規制が「重複適用」されるか否かが判断基準となります。</p> <p>例えば、ご指摘のような非清算店頭デリバティブ取引の一方当事者に本邦規制と対象外国法令等が適用される場合には、当該当事者は双方の規制を遵守した態様で当該取引を行う必</p>

	前者のみに同等性評価を認めるべきでない理由は特段見当たらないように思われる。	要性が生じることから、当該取引には本邦規制と対象外国法令等が「重複適用」されている場合に該当します。また、一方当事者に本邦規制、他方当事者に対象外国法令等が適用される場合には、これらの者が行う非清算店頭デリバティブ取引についても、双方の規制を遵守した態様で行う必要があることから、同様に本邦規制と対象外国法令等の「重複適用」がされている場合に該当します。
7	対象外国法令等が規制対象とする取引類型が本邦規定が規制対象とする取引類型より狭い場合も有り得る（例えば、米国 CFTC 規制においては Security Based Swap が含まれていない。当該取引類型に限っていえば「対象外国法令等が重複される場合」には該当しないようにも思われるが、そのような場合であっても、当該対象外国法令等が規制対象とする取引類型について当該対象外国法令等に基づく証拠金授受の措置を講じていれば、本告示に基づき本邦規制を全体として遵守しているものと認められ、当該取引類型についてのみ別途本邦規定に直接準拠した証拠金授受の措置が必要となるものではないことを確認させていただきたい。	ご指摘のような複数の規制間でその規制対象となる取引類型に差異がある場合において、ある取引が当該差異のために一の規制の適用しか受けないときには、原則として、当該取引は規制の「重複適用」があるものとは認められません。ただし、対象外国法令等の適用はあるものの、金商業等府令における非清算店頭デリバティブ取引に含まれず、本邦規制が適用されない取引について、金商業等府令第 123 条第 7 項に基づいて、これを同条第 1 項第 21 号の 5 又は第 21 号の 6 に規定する非清算店頭デリバティブ取引に含めることとした場合には、上記各号に則って証拠金の授受等の措置を講じる必要性が生じるため、当該対象外国法令等と本邦規制の「重複適用」がある場合と評価できると考えられます。
8	「重複適用される場合において・・・当該非清算店頭デリバティブについて・・・措置を講じている場合」という現行の文言では、本邦の証拠金規制と海外の証拠金規制で、対象となるプロダクトの範囲が異なる場合、当該重複する部分についてのみ同等性評価に基づく免除を受けられるに過ぎないというようにも読める。この部分を、本邦の証拠金規制と海外の証拠金規制が重複適用されるという関係がありさえすれば、本邦の証拠金規制でのみ対象となるプロダクトについても、同等性評価に基づく免除を受けられる（当該プロダクトについては、証拠金計算の対象から外れる）、という旨が明確になるよう修正していただきたい。	同様に、本邦規制が適用される取引に対し、対象外国法令等が適用されない場合であっても、金商業等府令第 123 条第 7 項に相当する、当該対象外国法令等の規定又は当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が公表した指針その他の法令適用に関する見解に従って証拠金の授受等の措置を講じるときにも、規制の「重複適用」がある場合と評価できるものと考えられます。
9	「重複適用される場合において」とあるが、ある非清算店頭デリバティブ取引について、ある法域（例えば米国）の証拠金規制が適用されない場合でも、当事者が自主的に当該法域の証拠金規制を遵守している場合には、同様に同等性の適用を認めてもらえないでしょうか。	ご指摘のような場合については、当該非清算店頭デリバティブ取引について、対象外国法令等の執行権限のある当局による「適切な監督」が行われず、講じられている措置の適切性等に係る確認がなされないことから、同等性告示に基づく代替的コンプライアンスの適用は認められません。
10	外国銀行支店において、内閣府令の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合とは、外国銀行支店が対象外国法準拠の ISDA Master 契約を締結のうえ取引して日本にブッキングする場合を指すのか。このとき、取引のブッキングを当該外国銀行の海外支店及び海外本店で行う場合は、内閣府令の規定及び対象外国法令等が重複適用される場合に該当しないという考え方でよいか。	いかなる取引に本邦規制が適用されるかについては、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、対象外国法令等の適用の有無については、個々の対象外国法令等に照らして判断されるべきものと考えられます。 なお、同等性告示に基づく代替的コンプライアンスの適用の可否は、ある非清算店頭デリバティブ取引に対して規制が「重複適用」されるか否かが判断基準となることから、取引の相手方への法令の適用関係にも留意する必要があります。
11	外国銀行支店が日本法準拠の ISDA Master 契約を締結して取引し、ブッキングを当該外国銀行の海外支店及び海外本店で行う場合、その海外支店及び海外本店に適用される法令と日本法が重複適用されるという考え方でよいか。このとき、取引のブッキングを在日の外国銀行支店で行う場合は、取引の相手方が外国の証拠金規制に服さない限り、内閣府令の規定及び対象外国法令等が重複適用されないケースに該当するということか。	前段のご質問について、いかなる取引に本邦規制が適用されるかについては、個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、対象外国法令等の適用の有無については、個々の対象外国法令等に照らして判断されるべきものと考えられます。 後段のご質問については、例えば、本邦規制に服する金融商品取引業者等が同時に対象外国法令等にも服する場合において、当該対象外国法令等が本邦規制と同様に規制未導入国の相手方との取引についても証拠金の授受等を求めているときには、取引の相手方が規制に服さなくとも、当該取引に双方の規制に従って所要の措置を講じることが求められるため、個別具体的な事例によっては、「重複適用」があるものと認められる場合があると考えられます。
●対象外国法令等への準拠		
12	第 2 条、第 3 条でそれぞれ変動証拠金、当初証拠金に関して、対象外国法令等に準拠して対応してよい場合を規定されているが、同じ相手との間で、（例えば）変動証拠金について	ご指摘のいずれの対応も認められます。

	は日本の規制に従って対応し、当初証拠金に関しては対象外国法令等に準拠した対応を行うといった対応は可能か。また、日本の法令に従って対応するか、対象外国法令等に従って対応するかについて、相手方ごとに異なる対応をしても問題ないか。	
13	例えば、A 法域の証拠金規制において、B 法域の証拠金規制は A 法域の証拠金規制と同等であると認められている場合、日本の証拠金規制と A 法域の証拠金規制の重複適用がある非清算店頭デリバティブ取引について B 法域の証拠金規制を遵守していれば、重複適用がある A 法域の証拠金規制を遵守していることになるので、各条の「公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合」に該当すると考えてよいでしょうか。	本邦規制において、代替的コンプライアンスを認める趣旨は、我が国が同等と認めた対象外国法令等に準拠して証拠金の授受等を行った場合には、公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められることにあります。そのため、対象外国当局が対象外国法令等と同等であると認めた他法域の法令等であっても、我が国が直接同等性評価を行ったものではなく、具体的に行われる証拠金の授受等の態様を承知していないことから、当該他法域の法令等に準拠することは認められません。
14	「当該対象外国法令等に準拠して、同号に規定する措置に相当する措置を講じている」場合とは、第一条第二号に列挙されている外国の法令を準拠している限り、「相当する措置を講じている」と判断して問題ないことを明確にして頂きたい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、対象外国法令等に準拠して金商業等府令第 123 条第 1 項第 21 号の 5 又は第 21 号の 6 の措置に相当する措置を講じている場合とは、我が国が同等と認めた対象外国法令等に定める各規制要件（証拠金の計算方法や決済時限、分別管理の方法等）に則って証拠金の授受等を行うことを指します。
●適切な監督		
15	最後の方にある括弧書き「（当該非清算店頭デリバティブ取引の当事者に対し、当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行なう場合に限る）」に関して、 ・当事者の一方にでも「当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行な」っていればよいのか、あるいは両当事者に対して適切な監督が行われている必要があるのか、ご教示いただきたい。 ・当事者に対して「当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行な」っているか否かはその取引相手方からすると必ずしも明確でない可能性があるが、この点の判断基準についてどう考えればよいのかお示しいただきたい。	ご指摘の「適切な監督」については、非清算店頭デリバティブ取引の当事者の一方に対して行われていれば、当該要件を満たすものと考えます。 また、「当該対象外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行う場合」とは、例えば、対象となる者の本店や親会社等の所在する国又は地域の当局が、本告示の対象となる外国法令等を執行し、直接的な監督を実施する場合や、これと同程度の監督を行っていると思われる場合を指します。
16	「対象外国当局が適切な監督を行う」か否かは、店頭デリバティブ取引の当事者からすると判断が困難であり、関知し得ないところでもあるので、本告示の上記要件を充足する対象外国当局であるか否かについては何らかご公表頂くか、判断基準をお示し頂きたい。	ご指摘の「対象外国当局が適切な監督を行う」場合とは、例えば、対象となる者の本店や親会社等の所在する国又は地域の当局が、本告示の対象となる外国法令等を執行し、直接的な監督を実施する場合や、これと同程度の監督を行っていると思われる場合を指します。
17	「対象外国当局が適切な監督を行う場合」とあるが、外国銀行の東京支店につき当該外国の証拠金規制が及ぶ場合、「適切な監督を行う場合」と判断して問題ないことを明確にして頂きたい。	ご指摘の「対象外国当局が適切な監督を行う場合」とは、例えば、対象となる者の本店や親会社等の所在する国又は地域の当局が、本告示の対象となる外国法令等を執行し、直接的な監督を実施する場合や、これと同程度の監督を行っていると思われる場合を指すものであり、単に対象外国法令等の適用があることのみをもって、「適切な監督」が行われていると判断することはできません。
18	「（当該非清算店頭デリバティブ取引の当事者に対し、当該外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行う場合に限る）」の部分で「（当該非清算店頭デリバティブ取引の当事者のうち少なくとも一方に対し、当該外国法令等を執行する対象外国当局が適切な監督を行う場合に限る）」に変更していただきたい。	ご指摘の「当事者」について、同等性告示の対象となる非清算店頭デリバティブ取引当事者の少なくとも一方を意味することはご理解のとおりです。なお、ご指摘のような措置を行う予定はありません。
●外国定量的計算モデルに係る届出		
19	「外国の法令に準拠して設立された者に限る」との規定は、今後第一条第二号において指定される対象外国法令等が本邦法令に準拠して設立された金商業者等にも適用され、当該金商業者等が当該対象外国法令等に基づいて外国定量的計算モデルを用いようとする場合には、第三条第一項第二号イではなくロに基づく簡易な届出書の提出にて本邦においても外国定量的計算モデルの使用が認められるよう、文言が調整されるという認識で良いか。	ご理解のとおりです。なお、今般行った同等性評価に基づき対象外国法令等として規定した他法域の法令等に対応し、条文の修正を行っています。

20	「外国の法令に準拠して設立された者」は「日本国外において設立され外国の法令の適用を受ける者」とすべきではないでしょうか。	ご指摘のような措置をとる予定はありません。
21	「（外国の法令等に準拠して設立された者に限る）」の部分を変更し、「（外国の法令等に準拠して設立された者及び本邦の法令等に準拠して設立されたものであって対象外国法令等の適用を受けるものに限る）」としていただきたい。また、「（外国の法令等に準拠して設立された者に限る）」は、外国銀行の日本支店を含むという旨を確認させていただきたい。	前段について、今般行った同等性評価に基づき対象外国法令等として規定した他法域の法令等に対応し、条文の修正を行っています。 また、後段については、ご理解のとおりです。
●その他		
22	IM の管理における同等性の判断においては、いわゆる Global Custodian モデルを使っている、同等であると認められる旨を確認させていただきたい。平成 28 年 7 月 25 日付で、Global Custodian モデルの使用を許容する旨の内閣府令の変更が行われているが、当該変更の効力は「当分の間」とされており、EU の規制が導入されたら失効するとも読めるため、その後においても、Global Custodian モデルの使用が同等性評価上同等の評価を受ける旨を確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。
23	平成 28 年 7 月 25 日公布の「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」においては、欧州等における規制導入準備の遅れにより、同等性評価によっては欧州等における規制に基づくカストディアン等による当初証拠金の分別管理を許容することが出来ないことから、附則第三条において当面の間カストディアン等による管理を許容頂いたものと認識している。本告示に基づいて同等性が認められた対象外国法令等においてカストディアン等による管理が許容される場合には、附則第三条における「当分の間」が経過した後でも、本告示に基づいてカストディアン等による管理が許容されるとの認識で良いか。	